

旭川市農業委員会だより

N&N

第95号

2021(令和3)1月発行

●●● 農業者と農業委員会をつなぐ ●●●

主な話題

会長就任あいさつ	P 2
退任委員の紹介	P 3
第24期農業委員の紹介	P 4～5
活躍する皆さんの紹介	P 6～7
農業女子ファームミーティング	P 8
旭川市長との意見交換会	P 9
農地でよくあるお問合せ事例の紹介	P 10～11
編集後記	P 12

会長就任あいさつ

旭川市農業委員会

会長 鈴木 剛



この度、令和2年7月30日開催の第24期旭川市農業委員会の総会において会長に就任いたしました。

今回退任された委員の皆様、長い間大変お世話になりました。今後とも御理解・御協力をお願いいたします。

今期は9名の新任委員を含め、37名の委員にて市内農地の適正利用を推進し、法令遵守を基本に活動してまいります。

本市農業が直面する課題は数多くありますが、中でも担い手の確保は、農家人口の減少、従事者の高齢化、後継者の不足等により大変厳しい状況にあります。新規就農者のもとより、子弟後継者への手厚い対策は特に強く要請していきたいと思っております。

旭川市農業委員会は、関係機関、団体と連携を図りながら委員が一致協力して農業委員会の使命でもあります農地利用の最適化に向けて取り組んでまいりますので、引き続き皆様方のなお一層の御支援・御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

退任された委員の皆様、大変お疲れ様でした。

令和2年7月29日で退任された委員

上島 由満 大西 秀雄 大橋 政美 島山 守穂 宿谷 昌一
波能 隆 安友 進 山口 喜松 吉田 清

(五十音順・敬称略)

市長表彰を受けられた方々 (敬称略)

令和2年7月30日表彰

大橋 政美 (在任期間 9年)
島山 守穂 (在任期間 11年)
安友 進 (在任期間 18年)
山口 喜松 (在任期間 10年)

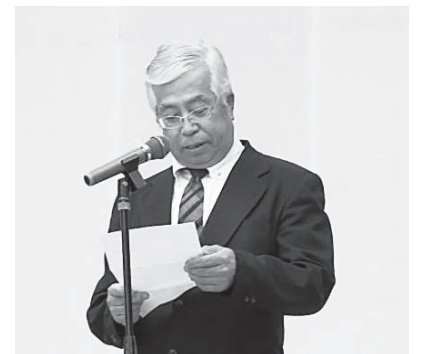


市長表彰受賞者を代表して謝辞
安友 進 前委員

会長感謝状を受けられた方々 (敬称略)

令和2年7月30日表彰

上島 由満 (在任期間 6年)
大西 秀雄 (在任期間 6年)
宿谷 昌一 (在任期間 6年)
吉田 清 (在任期間 6年)



会長感謝状受賞者を代表して謝辞
宿谷 昌一 前委員

農業委員紹介

任期：令和2年7月30日～令和5年7月29日

江神地区



石坂 昇



一宮 敏昭



北原 浩美



佐藤 慎二



清水 利秋



鈴木 剛



山村 志保子

江 神

東鷹栖

永山

東旭川

西神楽

西神楽地区



香川 三四郎



佐藤 博則



島田 正明



平 克洋



只石 博幸



前田 靖雄



宮嶋 睦子



山田 孝

東鷹栖地区



柿木 和恵



加藤 孝志



川上 和幸



外川 守



中原 俊一



橋本 幸博



松木 一幸

永山地区



楠 栄



秦 真一



幅崎 勝良



湯浅 光二



鷺尾 勲

東旭川地区



浅沼 博実



石尾 卓也



市田 敏行



請川 幹恭



鹿野 直子



笹田 文彦



高倉 伸淳



滝川 岳雪



田口 一昌



米田 満

活躍する皆さんを紹介します

ハーブの魅力をお届けます

石田 佳奈子さん（西神楽地区 Lien（リアン）経営）

主な作物：ハーブ

野菜とお米を作る農家だった祖母の姿に憧れていた幼少期。以来、私がこの世で本当にやりたいことは何かという疑問を持ち、大学を休学しオーストラリアに1年滞在しました。そしてその時働いていた農場でサスティナブルな（持続可能な）ライフスタイルに出会いました。

さらに24歳の頃、フランス旅行でハーブの魅力を知り、大学卒業後、植物療法の知識を深めるためにフランスに留学。特にその生産に興味を持ち、12年間のフランス滞在期間中に様々な農場で研修を積んで2014年に仏国農業訓練校のハーブ科を卒業、その後は師匠のもとで栽培や蒸留技術を学んできました。帰国後は地元旭川に戻り2018年から小さな農場を経営、2020年に就農して現在に至ります。

今年は農地の規模が今までの約10倍になり、農作業が一気に増えたので、体力的にはとても過酷な年でした。しかし、長年頭に描いていた農園が少しずつ具現化してきているので、毎日が本当に楽しくて仕方ありません。テーマは「地球を癒すハーブ農園」と題して、地球環境を尊重した農業を取り入れ、自然の恵みによりたくさんの人を癒し、これからの時代の人と自然の共存にお役に立ちたいと願っています。



常にチャレンジあるのみ

中田 雅昭さん（東鷹栖地区）

主な作物：米、カボチャ、タマネギ

私は旭川農業高校を卒業後、5年ほど農業以外の仕事をしていましたが、その頃我が家では両親がハウレン草の栽培に力を入れていて、これからは自分も農業の可能性にかけてみたいと思い、就農しました。

父から経営移譲したのは平成9年のことです。当時、米価は15,000円くらいだったと思いますが、それ以前から価格は右肩下がり、そこを補うためにタマネギの栽培を始めました。その頃から、農協青年部を通じて全道の仲間から情報を得ながら、水田地帯ではありますがタマネギに限らず麦や大豆といった転作作物を導入し、面積の拡大をしてきました。

また、10年ほど前から麦や大豆の輪作体系の観点からカボチャ栽培を始めました。野菜に関しては農協経由での販売ではなく、タマネギは冬場の雇用確保のために3月頃まで出荷をしていて市内の学校給食にも納品しています。カボチャの出荷時期は10月下旬から12月上旬ですが、系統物と輸入の端境期を狙い本州の市場（東京・大阪）に出荷していて、そのため一定のロットが必要なため最近ではカボチャの面積が増えています。

これからも、もっと自分にできることはないか様々なことに目を向けながら、精一杯農業に向き合っていきたいと思っています。



おいしいチーズをもっと身近に

長尾 英次さん **絵里子**さん（市内7の7 ジャパチーズ経営）

主な事業：ナチュラルチーズの製造、販売

私は宮城県の酪農家の出身で、移住前は蔵王酪農センターに勤務していました。東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染が日常的に現実のものとなり、家族との生活を考え、妻の実家がある旭川へ移住を決意しました。

創業に当たっては、チーズ職人として長年培ったスキルを活かすようにとの、周りの人々の叱咤激励が後押しをしてくれました。行政やJA、地元の新聞や企業、地域商店会の皆さんに開店前から好意的・協力的に受け入れていただき、感謝しています。

移住と創業は、正解でした。家族が一緒にいられることが一番だと思うからです。さらに自分の看板を持つことでお金には換算できない多くの出会いがあり、ご縁ができました。

東鷹栖の加藤牧場さんともまさに運命の出会いでした。成分が安定した良質の生乳をご提供いただき、素材に恵まれてチーズ作りに励むことができています。また、東旭川の谷口農場さんとコラボさせていただいており、これからも地元との繋がりを大切にしていきたいと考えています。

現状では作業場のスペースと設備に課題があります。将来的には、生産の拠点と販売の拠点を分け、本当の意味でのチーズ工房を作り、雇用も生み出せたらと考えています。同時にこの商店会をさらに盛り上げ、お世話になった恩返しをしていきたいと思っています。



農業のイメージを変えていきたい

請川 幹恭さん（東旭川地区 うけがわファーム DEN-EN 経営）

主な作物：米

農家は大嫌い！休みがない、汚い、貧乏、つらい、きつい。農家になりたくなかったし、農業を継ぐように言われた記憶もなく…そんな感じで子供の頃を過ごして社会人になり、実家に戻ったのは27歳の時です。あんなに子供の頃嫌だった農業を継ごうと思った理由は、単純に儲かると思ったからです。子供目線で見ると農業と大人になって社会人の目線で見ると農業が違っただけです。農家は儲からないとみんなが言っていますが、なぜ儲からないのでしょうか？農業がなければ人は飢えます。人が生きる上で最も必要な食糧を作っているのです。きっと利益を出すことはできるはず。何よりも消費者の口まで農家が責任を持って届けることが一番大切なことだと考えます。

就農して19年の間に、消費者と交流するために農業体験をやってみたり、東京や大阪、名古屋、鹿児島などの百貨店の物産展に出店したり、東京、横浜で定食屋を出店したり、失敗もたくさんしましたが、全てこれからの投資や経験だと考え前向きに挑戦してきました。その経験を活かして空港と地元で農家（のかや）をオープンすることができましたし、今年で9年目となる農家の酒プロジェクトも続けることができました。

昔ある農家さんから「請川さんは地域農業はどうでもいいのですか？」と質問されたことがあります。地域あつての農業です、どうでもいいなんて思ったことはないです。ただ自分に余裕がないと地域のために何もできません。自分に余裕がない中で、ボランティア活動のように地域づくりや地域活動、地域農業を行っても、ただの自己満足になってしまうと思っています。

まだまだ道半ばですが、これからもいろいろと挑戦していきたいです。後継者不足と言われている農業ですが、利益を上げることができれば後継者も不足にならないと思いますし、子供たちのなりた職業に「農業」が出てくるような、夢のある農業を目指して頑張っていきたいです。



農業女子ファームミーティング

前号の『N&N』（第94号）で、第1回「農業女子ファームミーティング」について掲載し、紹介しました。その後の活動と今後の展望について報告します。

2020（令和2）年が明けて一段落した2月に、神楽公民館において第2回「ファームミーティング」を開催しました。2回目は、旭川市農業センターの職員を講師に冬野菜をテーマにミニ研修会を実施し、その後意見交換を行いました。研修では、旭川の冬野菜の栽培状況や栽培上の留意点などの説明を聞き、その後、農業センターで栽培された冬野菜を試食しながら、質問や感想をまじえて意見を交流しました。

参加した皆さんからのアンケートでは、研修の評価が高く、「勉強になった」「有益だった」という声がほとんどでした。また、テーマについて話す時間と自由に話す時間の両方を望む声や定期・継続開催を期待する声がありました。

実行委員会では、これらのご意見を受けて、「ミニ研修会」と「自由に意見交換する時間」を組み合わせた内容にしてはどうかと具体的内容を検討中です。

現状では、3回目の開催の時期がいつになるかはっきりお知らせできないことが残念ですが、できるだけ早い時期に実施したいと考えています。決定した際には農業女子の皆さんにご案内をいたしますので、これまでご参加いただいた方はもちろんのこと、初めての方も是非ご参加ください。



旭川市長との意見交換会

今年は新型コロナウイルス感染症が2月頃から世界中に感染が拡大し、市民生活や経済活動に大きな打撃を与えました。

その影響は農業分野にも及び、外食産業での消費低迷により、農畜産物の在庫が増え、価格が下落するといった今後の生産に対する影響が心配されます。

こうした中、旭川市農業委員会では、令和2年11月9日に旭川市の西川市長と「農業施策に係る意見交換会」を実施しました。

意見交換会では、旭川市農業の大きな課題である、農村の高齢化や離農による人手不足への対策や新規就農、後継者対策が話し合われました。また、コロナの影響を受けた旭川市の農産品の消費拡大対策、農作物に深刻な影響が出ているシカなどの鳥獣被害対策等について、地域の現状、意見や要望を直接西川市長に伝えました。

西川市長からは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う農業への緊急対策を実施するとともに、旭川市農業の持続的な発展を目指し、引き続き生産者の立場に立った農業施策・事業を推進していくとのお話をいただきました。



農地でよくあるお問い合わせ事例を紹介します

農業委員会は、農業生産の基盤となる優良農地を守り、有効利用するための取り組みを行っています。旭川市農業委員会では37名の農業委員がその役割を担っています。

農地は私たちの毎日の食生活を支える大事な場所です。そのため、その取り扱いは様々な法律で定められており、違反してしまうと罰金が科せられるものもあります。

農地に関してよく問い合わせがあるものを紹介いたしますので、参考にしてください。

●ケース1 ～ 農地を売りたい or 貸したいです。

? 年齢的にも農作業が大変になってきたので、農地をご近所さんに売るか貸すかしたいのですが…。

農地を売ったり貸したりする場合には、農業委員会事務局に申請して許可を取る必要があります。許可が無い場合はその契約自体がさかのぼって無効となります。



●ケース2 ～ 農地を相続することになりました。

? 親が亡くなったので、親名義の農地を相続することになりました。相続の登記以外にしなければならないことはありますか？

農地を相続した場合、10ヶ月以内に農業委員会事務局に届け出るよう定められています。期間が過ぎていても手続きを承りますが、遅れないようにご注意ください。



●ケース3 ～ 自分が元気なうちに、子どもに農地をあげたいのですが。

? 自分が元気なうちに、子どもに財産として農地をあげたいと思っています。子どもは農業をしておらず、今後も農業をしていく予定はないのですが、問題ないですか？

農地をあげる場合、受けとる方が家族や親せきでも、その農地を耕す必要があります。そのため、このケースでは子どもに農地をあげることはできません。



? 相続であれば子どもに農地をあげられますか？

遺産として相続するのであれば子どもが農業をしていなくても大丈夫ですが、相続後には他の農業者に貸すか近隣の方々に迷惑をかけないように管理する必要があります。



●ケース4 ～ 自宅が建っている土地の登記の地目が畑でした。

? 農業を引退するため、財産を整理しようと思い、自宅が建っている土地の登記をとりました。自宅は父が建てたものなのですが、その土地が「畑」として登録されていました。これは「宅地」に直した方が良いのでしょうか。

家などが建っている土地であっても、登記の地目が田や畑のままでは、農業をしていない方に売ることができません。地目を変更するためには、農業委員会が発行する「現地目証明」という証明書が必要になります。



●ケース5 ～ 自分の農地だったら、農機具倉庫を建てても大丈夫と聞いたのですが。

? 新しい農業機械を買うので、農業機械を置いたり農作業を行うための倉庫も建てようと思っています。自分の農地だったら、農機具倉庫を建てても大丈夫と聞いたのですが。

自分の農地であっても、農機具倉庫に必要な面積が200㎡(約60坪)以上の場合は、北海道知事の許可を受ける必要があります。200㎡未満の場合は、農業委員会への届出の手続きをお願いしています。



💡 わかりました。200㎡というのに気をつければ良いんですね。

200㎡制限のほかにも、農業振興地域や都市計画の手続きが必要になる場合もありますので、注意してください。



●ケース6 ～ 畑を雪捨て場として使いたい。

? 冬の間だけでも、畑を地域の雪捨て場として使いたいのですが…。

農地は農業以外の目的では使用してはならないと定められています。しかし、農業に支障の無い範囲で、例外として許可できる場合があり、状況に応じた個別判断となります。



紹介したケースはごく一部です。農地の取り扱い方でわからないことがありましたら、お気軽に農業委員会事務局までお問い合わせください。

<問合せ先>

旭川市農業委員会事務局（上常盤町1丁目 水道局庁舎5階 電話：0166-25-6729）

表紙写真の紹介

黄金色に輝く稲穂。収穫作業真っ只中の東旭川地区の1枚です。生育も順調に進み、実り豊かな秋を迎えることができました。



編

昨年2020年は、夏季オリンピック・パラリンピック関連の報道がされる中、2月頃から新型コロナウイルスのニュースを毎日耳にするようになりました。この頃はマスクが全然手に入らないことも話題になりました。

集

農家は休業要請もなく、3月から融雪も進み、ハウスにビニールが掛かり、春、夏、秋と天候も平年並みになりました。また、旭川は台風の直撃もなく収穫も平年並みでしたが、価格は新型コロナウイルスの影響を受け多少明暗が分かれました。

後

昨年は終始新型コロナウイルスが話題になりましたが、皆さんとともに終息することを願いたいと思います。

記

このような年に農業委員会だより発行に際し、大変お忙しい中、取材を受けていただいた皆様に改めて感謝いたします。

旭川市農業委員会だより編集委員長 川上 和幸

【発行者】

旭川市農業委員会だより編集委員会（旭川市農業委員会事務局内）

〒070-8541 北海道旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局庁舎 5階

電話：0166-25-6729（直通） FAX：0166-25-7111